（独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十三号）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　センター法第十条第一項第四号に規定する評価及び指導に関する事項 五～二十一　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　センター法第十条第一項第四号に規定する農林物資の格付に関する技術上の調査及び指導に関する事項 五～二十一　（略）

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）　第二十三条第一項及び第二十七条（これらの規定を第三十六条において準用する場合を含む。）	農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）　第十七条の九第一項及び第十七条の十三（これらの規定を第十九条の十において準用する場合を含む。）
（略）　（略）	（略）　（略）
別表第二（第五条関係）	別表第二（第五条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
日本農林規格等に関する法律　第二十七条（第三十六条において準用する場合を含む。）	農林物資の規格化等に関する法律　第十七条の十三（第十九条の十において準用する場合を含む。）
（略）　（略）	（略）　（略）
別表第三（第八条関係）	別表第三（第八条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
日本農林規格等に関する法律　第二十三条第二項第一号（第三十六条において準用する場合を含む。）	農林物資の規格化等に関する法律　第十七条の九第二項第一号（第十九条の十において準用する場合を含む。）
（略）　（略）	（略）　（略）
別表第四（第十条関係）	別表第四（第十条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
日本農林規格等に関する法律　第二十三条第二項第二号（第三十六条において準用する場合を含む。）	農林物資の規格化等に関する法律　第十七条の九第二項第二号（第十九条の十において準用する場合を含む。）
（略）　（略）	（略）　（略）

附　則

この省令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。